奨学金貸与・返還助成事業について (新規)

平成28年2月24日人口問題対策課

1 多子世帯向け奨学金貸与事業

(1) 事業目的

多子世帯を対象とする奨学金制度を創設し、子どもの進学時における経済的な負担に対して支援する。

(2) 事業内容

- · 実施主体 (公財) 秋田県育英会
- ・対 象 子ども3人以上の多子世帯で平成28年4月以降に大学、短大に入 学する者(子どもの数-2人まで対象)
- •採用枠 100名
- ・概 要 月額5万円を無利子貸与 借りた期間の3倍の期間で返還 所得制限なし
- (3)予算額 63,593千円 (○63,593千円) (補助金 63,593千円)

2 秋田未来創生奨学基金造成事業

(1) 事業目的

県内の企業に就職する新卒者等を対象とする奨学金返還助成制度を創設し、産業 人材の確保を図るとともに、若者の県内定着を促進する。

(2) 事業内容

- ・民間と共同で基金を造成
- ・特定業種(航空機、自動車、情報、医療福祉、新エネルギー関連産業)に就職 する大卒者等の奨学金返還に対して助成
- (3)予算額 150,038千円(働 37千円 魯 1千円 ⊖ 150,000千円) (積立金 150,038千円)

【参考】奨学金返還助成制度

- ・対 象 者 大学、短大、高校等を卒業し、平成29年4月以降に秋田 県内の企業に就職する者(公務員等は対象外)
- · 対象奨学金 独立行政法人 日本学生支援機構(第1種、第2種) 公益財団法人 秋田県育英会(大学月額、高等学校等) 県内市町村奨学金
- ・助 成 額 a)大学、短大・高校卒 返還額の2/3
 - b)特定業種の企業に就職した大卒、高専卒で、理系学部又 は語学の資格を有する者 返還額の10/10

貸与期間が3年を超える場合3年間、2年以上3年 以下の場合、2年間助成する。